

児童扶養手当法施行令

(昭和三十六年政令第四百五号)

別表第二（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 七 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 八 体幹の機能に座つていてはできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。